

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年7月22日
【会社名】	鴻池運輸株式会社
【英訳名】	Konoike Transport Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鴻池 忠彦
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町二丁目6番8号
【電話番号】	06(6271)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区備後町二丁目6番8号
【電話番号】	06(6271)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成27年4月1日
【発行登録書の効力発生日】	平成27年4月9日
【発行登録書の有効期限】	平成29年4月8日
【発行登録番号】	27 - 近畿1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円(注)1 170,000,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額でありま す。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約 権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を 合算した金額を記載しております。
【発行可能額】	0円(注)1 170,000,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額でありま す。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約 権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を 合算した金額を記載しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止 期間は、平成27年7月22日(提出日)であります。

【提出理由】

臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づくもの）を平成27年7月10日に、臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づくもの）を平成27年7月22日に、近畿財務局長に提出いたしました。これらの臨時報告書の提出により、当該書類を平成27年4月1日付で提出した発行登録書の参照書類といたします。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

【訂正内容】

訂正内容は、「表紙」部分に記載のとおりです。